

放置艇対策の推進～港湾の景観や安全性の向上～

港湾法の改正による放置艇に対する規制の強化

平成12年3月に港湾法を改正し、放置艇に関する規制を強化しました。

◇港湾法改正の内容

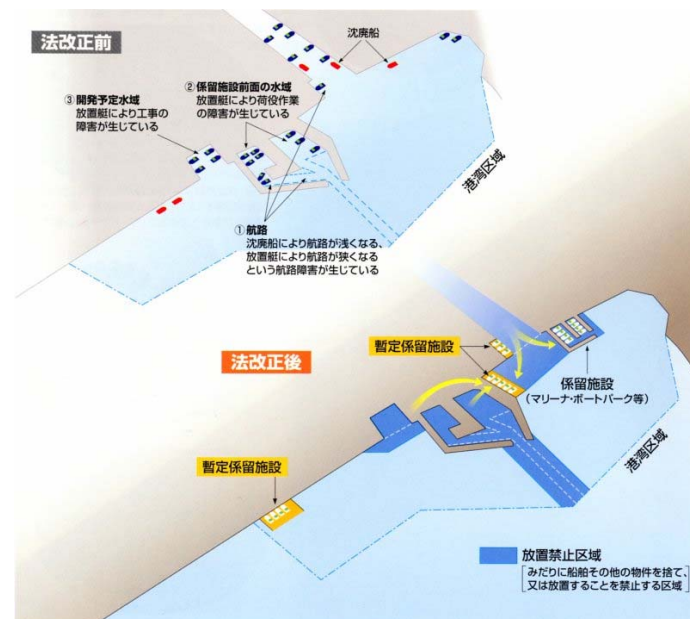
1. 船舶の放置等の禁止

港湾区域のうち港湾管理者が指定した一定区間において、船舶の置等を禁止することができるようにした。

また、この禁止規定に違反した場合の罰則を定めた。

2. 監督処分規定の整備

港湾管理者が撤去した所有者不明の放置艇等について、一定の要件を満たす場合には、その売却、廃棄等の処分を行うことができるようにした。



港湾法37条の3に規定される放置等禁止区域の指定等を通じた放置艇対策のイメージ